

名古屋港管理組合公報

平成18年3月30日

(木曜日)

号外第204号

目次	
<p>○特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………1</p> <p>○給与条例の一部を改正する条例……………1</p>	
条 例	
<p>特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。</p> <p>平成十八年三月三十日</p> <p>名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 松原 武久</p> <p>名古屋港管理組合条例第一号</p> <p>特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>第一条 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第三項中「百分の三百三十」を「百分の三百三十五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。</p> <p>第二条 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第三項中「調整手当」を「地域手当」に改める。</p> <p>第四条の二第一項中「百分の五十」を「百分の四十五」に改める。</p> <p>別表第一中「百二十二万円」を「百十八万三千元」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日等）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p>2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成十七年十二月一日（以下「適用日」という。）から適用する。（期末手当の内払）</p> <p>3 特別職員が、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与等に関する条例第二条第三項の規定に基づいて、適用日以後支給を受けた期末手当は、改正後の条例第二条第三項の規定による期末手当の内払とみなす。（委任）</p> <p>4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。</p>	<p>四十五」に、「百分の百八十」とし、支給する時期ごとの割合は百分の七十（特定管理職員にあつては、百分の九十）を「百分の百八十五」とし、次の各号に掲げる時期に支給する場合の割合はそれぞれ当該各号に掲げるとおり」に改め、同項に次の各号を加える。</p> <p>一 六月 百分の七十（特定管理職員にあつては、百分の九十）</p> <p>二 十二月 百分の七十五（特定管理職員にあつては、百分の九十五）</p> <p>第二十一条の二第四項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の九十」とし、支給する時期ごとの割合は百分の三十五（特定管理職員にあつては、百分の四十五）を「百分の九十五」とし、次の各号に掲げる時期に支給する場合の割合はそれぞれ当該各号に掲げるとおり」に改め、同項に次の各号を加える。</p> <p>一 六月 百分の三十五（特定管理職員にあつては、百分の四十五）</p> <p>二 十二月 百分の四十（特定管理職員にあつては、百分の五十五）</p> <p>別表第一及び別表第二を次のように改める。</p>
<p>給与条例の一部を改正する条例を公布する。</p> <p>平成十八年三月三十日</p> <p>名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 松原 武久</p> <p>名古屋港管理組合条例第二号</p> <p>給与条例の一部を改正する条例</p> <p>第一条 給与条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第九条第三項中「一万四千七百元」を「一万四千二百元」に改める。</p> <p>第十四条第二項第一号中「次条第二項」を「第十五条第二項」に改める。</p> <p>第二十一条の二第三項中「百分の百四十」を「百分の百</p>	

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	159,000	230,100	248,300	267,700	298,000	342,900	429,100	465,800
2	130,800	164,300	238,300	256,800	276,800	307,500	354,500	443,700	482,300
3	134,800	171,900	246,600	265,300	285,900	317,000	366,100	457,900	498,800
4	138,900	179,700	254,900	273,900	295,000	326,800	377,900	472,000	515,100
5	143,000	187,500	263,300	282,600	304,200	336,700	389,700	486,100	531,200
6	147,400	195,900	271,700	291,400	313,400	(304,800) 347,200	400,300	499,600	547,300
7	152,100	204,300	280,100	300,200	322,600	(351,500) 357,700	410,100	512,700	562,100
8	157,000	212,700	288,400	309,000	332,300	(362,300) 367,900	(415,800) 419,800	524,300	576,400
9	163,200	221,100	296,700	317,700	342,100	(372,700) 377,200	(427,600) 429,300	534,300	590,700
10	170,800	229,400	304,800	326,400	352,000	(382,900) 386,500	(438,700) 438,300	543,300	605,000
11	178,200	237,400	312,900	335,000	361,500	(393,100) 395,600	(449,700) 445,700	551,000	617,400
12	185,200	245,400	321,000	343,200	370,300	(403,100) 403,700	(458,900) 452,100	557,700	629,800
13	191,800	253,300	328,700	350,800	378,600	(412,800) 411,800	(466,900) 457,000	564,200	642,200
14	198,100	261,000	335,800	357,600	386,900	(422,200) 417,600	(473,000) 461,900	569,400	654,600
15	204,000	268,500	341,500	364,400	393,900	(429,500) 422,900	(479,100) 465,700	574,600	
16	209,700	276,000	346,700	370,300	400,500	(436,500) 428,000	(485,100) 469,000	579,800	
17	214,900	282,900	351,600	375,800	405,100	(443,200) 431,000	(491,100) 472,300	585,000	
18	219,700	287,400	354,800	380,800	409,600	(448,500) 434,000	(494,300) 475,400		
19	224,300	291,500	358,000	385,500	414,000	(451,700) 437,000	(497,500) 478,500		
20	228,900	295,300	361,200	388,400	417,100	(454,900) 440,000	(500,700) 481,600		
21	232,400	299,100	363,800	391,200	420,200	(458,000) 443,000	(503,800) 484,700		
22	235,900	302,800	366,400	393,900	423,300	(461,100) 446,000	(506,900) 487,800		
23	239,400	306,300	368,900	396,400	426,400	(464,100) 449,000	(510,000) 490,900		
24	242,800	309,400	371,100	398,700	429,500	(467,100) 452,000	(513,100) 494,000		
25	246,200	312,500	373,200	401,000	432,500	(470,100) 455,000	(516,200) 499,000		
26	249,000	315,500	375,300	403,300	435,500	458,000			
27	250,800	318,100	377,400	405,600	438,500	(473,100) 461,000			
28	252,600	320,100	379,500	407,900	441,500	(479,100) 464,000			
29	254,400	322,100	381,600	410,200	444,500	(482,100) 467,000			
30		324,100		412,500	447,500	(485,100)			
31		326,000			450,500				
32		327,900			453,500				
33		329,800							
34		331,700							
35		333,600							

備考

- この表の6級の5号給から29号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- この表の7級の7号給から24号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

別表第2 (第5条関係)

行政職等給料表

職務の級	給料月額
1級	142,200 円
2級	177,800
3級	204,400
4級	218,600
5級	254,600 (269,200)
6級	277,900
7級	293,900 (314,500)
8級	347,200 (380,000)
9級	430,100

備考

- この表の5級の括弧内の金額は、5級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

第二条 給与条例の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項中「調整手当」を「地域手当」に改める。
- 第十条の二の見出しを「(地域手当)」に改め、同条中「調整手当」を「地域手当」に改める。
- 第十条の三第二項中「弥富町」を「弥富市」に改める。
- 第十八条第一項中「調整手当」を「地域手当」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「調整手当」を「地域手当」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項及び第四項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第五項中「前四項」を「前各項」に改める。
- 第十九条から第二十一条までの規定中「調整手当」を「地域手当」に改める。
- 第二十一条の二第三項中「次の各号に掲げる時期に支給する場合の割合はそれぞれ当該各号に掲げるとおり」を「支給する時期ごとの割合は千分の七百二十五(特定管理職員にあつては、千分の九百二十五)」に改め、同項各号を削る。
- 第二十一条の八中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第九項から第十二項までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定(第二十一条の二第三項及び第四項の改正規定による改正後の条例の規定の部分に限る。)は、平成十七年十二月一日(以下「適用日」という。)から適用する。
(最高号給等の切替等)
- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に

において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員及び同日に休職していた職員で管理者の定めるものの施行日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(施行日前の異動者の号給等)

- 平成十七年四月一日から施行日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定める。

(施行日から平成十八年三月三十一日までの間における異動者の号給等の調整)

- 施行日から平成十八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与条例第二十一条第七項に基づき平成十八年三月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 改正後の条例第二十一条第七項に基づき平成十八年三月に支給する期末手当の額は、同項に規定する差し引いた期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第一号及び第二号に掲げる額の合計額(以下この項において「調整する額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整する額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十七年四月一日(同月二日から適用日までの間に新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日)において職員が受けるべき給料(特別職の職員及び職員の給与の特例に関する条例(平成十二年名古屋港管理組合条例第九号)第二条の規定の適用を受ける職員にあつては、同条の規定を適用しないこととした場合に受けるべき給料をいう)、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当(改正後の条例第十一条の三第二項に規定する管理者の定める額を除く。)の月額の合計額に一万分の三十五を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の管理者が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

一 平成十七年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の額、平成十七年十二月に支給された期末手当の額、改正後の条例第二十一条の二の規定による勤勉手当(適用日に係る勤勉手当に限る。次項において同じ。)の額並びに基準額の合計額に一万分の三十五を乗じて得た額(勤勉手当の内払)

- 職員が、改正前の条例第二十一条の二の規定に基づいて、適用日以後支給を受けた勤勉手当は、改正後の条例第二十一条の二の規定による勤勉手当の内払とみなす。
(委任)

- 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

- 9 (職員の退職手当に関する条例の一部改正)
職員の退職手当に関する条例(昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。
第五条第三項中「調整手当」を「地域手当」に改める。
- 10 (職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例の一部改正)
職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例(昭和三十二年名古屋港管理組合条例第六号)の一部を次のように改正する。
第五条中「調整手当」を「地域手当」に改める。
- 11 (休業補償等の付加給付に関する条例の一部改正)
休業補償等の付加給付に関する条例(昭和三十二年名古屋港管理組合条例第三号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「の各号」を削り、「または」を「又は」に改め、同項第一号中「行なり」を「行う」に、「および調整手当」を「及び地域手当」に改める。
- 12 (公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)
公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十四年名古屋港管理組合条例第一号)の一部を次のように改正する。
第四条中「調整手当」を「地域手当」に改める。